

令和 6 年度の運営指導（実地指導）において、特に指摘が多かった事項をまとめました。業務の参考にしていただき、該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（平成 19 年 4 月 2 日障発第 0402001 号）」

「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号）」を確認してください。

（1）評価方法（スコア表）に関する主な指摘事項

①全般

- ・算出根拠となる資料や記録がない。

⇒スコアの算出根拠となる資料等を常備しておくこと。

- ・スコア表を公表していない。

⇒別紙 2 - 1 および 2 - 2 の様式により、毎年度 4 月中に公表すること。

原則「障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト」（WAMNET）において公表するとともに、事業所のホームページ等における公表も可能な限り実施すること。

②『(Ⅲ) 多様な働き方』

- ・就業規則等に定める必要がある項目について、就業規則等に定められていない。

⇒就業規則等の整備状況は、毎年度 4 月 1 日時点の規定内容により算定すること。

③『(Ⅳ) 支援力向上』

- ・虐待防止のための研修を内部研修会の実績としている。

⇒内部研修会は、留意事項通知に記載の外部研修会と同等の内容が含まれ、外部専門家を講師として招いて実施するものであり、概ね半日以上の間時間数が設定されていること。

- ・職員が研修、学会等へ出席したことを実績としている。

⇒講演者・報告者として登壇し発表を行っていること。

- ・企業への個別の営業活動を商談会等への参加実績としている。

⇒留意事項通知に記載の商談会等への参加実績があること。

④『(Ⅴ) 地域連携活動』

- ・報告書を作成し、公表していない。

⇒「就労継続支援 A 型事業所における地域連携活動実施状況報告書」（様式 1）を作成し、スコア表とあわせて公表すること。

⑤ 『(Ⅶ) 利用者の知識・能力向上』

- ・報告書を作成し、公表していない。

⇒「就労継続支援 A 型事業所における利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書」(様式 2) を作成し、スコア表とあわせて公表すること。

(2) その他の指摘事項

①個別支援計画の作成

- ・計画の原案が作成されていない。

⇒アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、原案を作成しなければならない。

- ・個別支援会議を開催していない。または会議の記録がない。

⇒個別支援会議は原則として利用者が同席した上で行わなければならない。原案について意見を求め、その内容を記録すること。

- ・モニタリングの記録がない。

⇒少なくとも 6 月に 1 回以上のモニタリングを行い、その結果を記録すること。

必要に応じて計画の変更を行うこと。

②施設外就労

- ・個別支援計画に施設外就労の内容が含まれていない。

⇒対象者の個別支援計画に事前に規定すること。

- ・実績記録書類が作成されていない。

⇒令和 6 年度から毎月の報告は不要となったが、実績記録書類を作成・保存すること。

③在宅支援

- ・1 日 2 回の支援が行われていない。

⇒1 日 2 回以上の連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、日報を作成すること。

- ・1 週間に 1 回の評価等が行われていない。

⇒事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行い、記録すること。

- ・月に 1 回の訓練目標に対する達成度の評価等が行われていない。

⇒原則として、月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行い、記録すること。